

◆ 横浜市への提出書類の提出方法（※ 原則郵送）

提出書類は原則として1箇所1通郵送でご提出いただきますが、まとめてお送りいただくことも可能です。

【例1】1人で2箇所の生産緑地を所有する場合

▼ 前提

2箇所の生産緑地を所有する一郎さんは、どちらも特定生産緑地の指定申請をすることにしました。

箇所番号
99001

1番地

箇所番号
99002

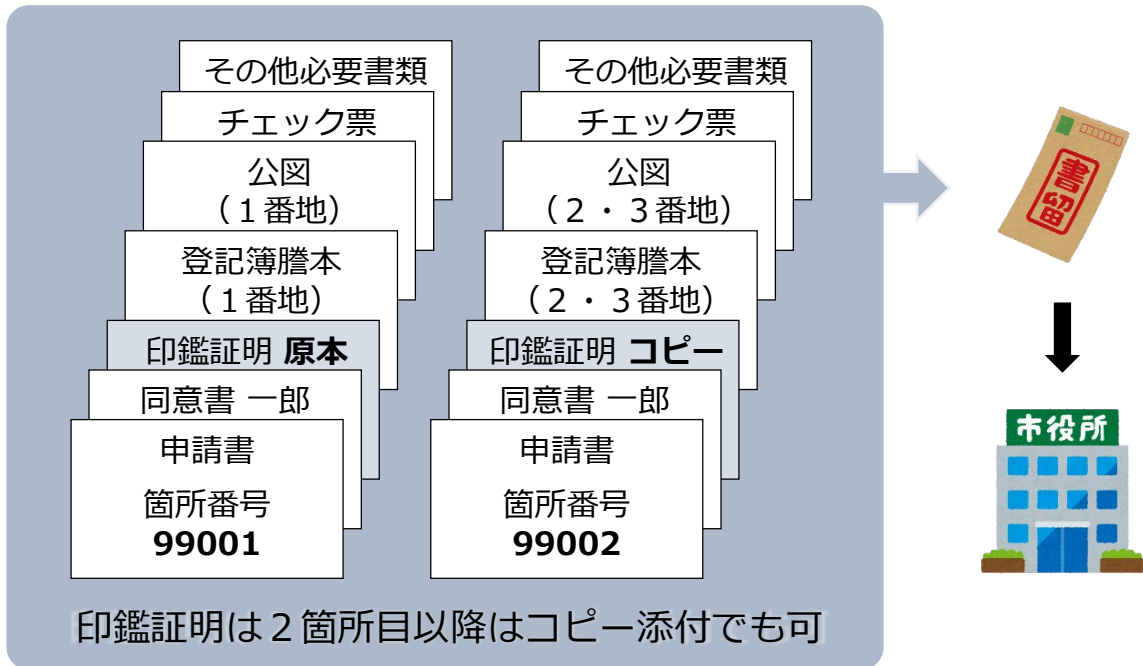
2番地

3番地



一郎さん

2箇所の提出書類を
全て1つの封筒に
まとめて送ろう



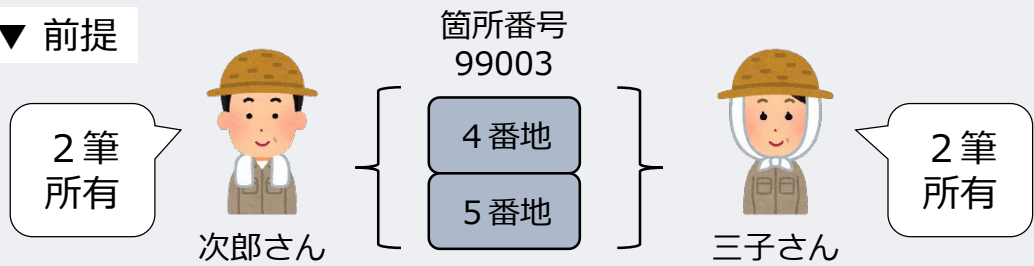
印鑑登録証明書は1箇所1通必要ですが、おひとりで複数箇所の申請をする際には次により2箇所目以降はコピーの添付でも構いません。

- 原本を添付した箇所番号を、コピーの右上に記入する
- 提出書類チェック票に、原本を添付した箇所番号を記入する



【例2】1箇所の生産緑地のうち、共有名義の土地がある場合

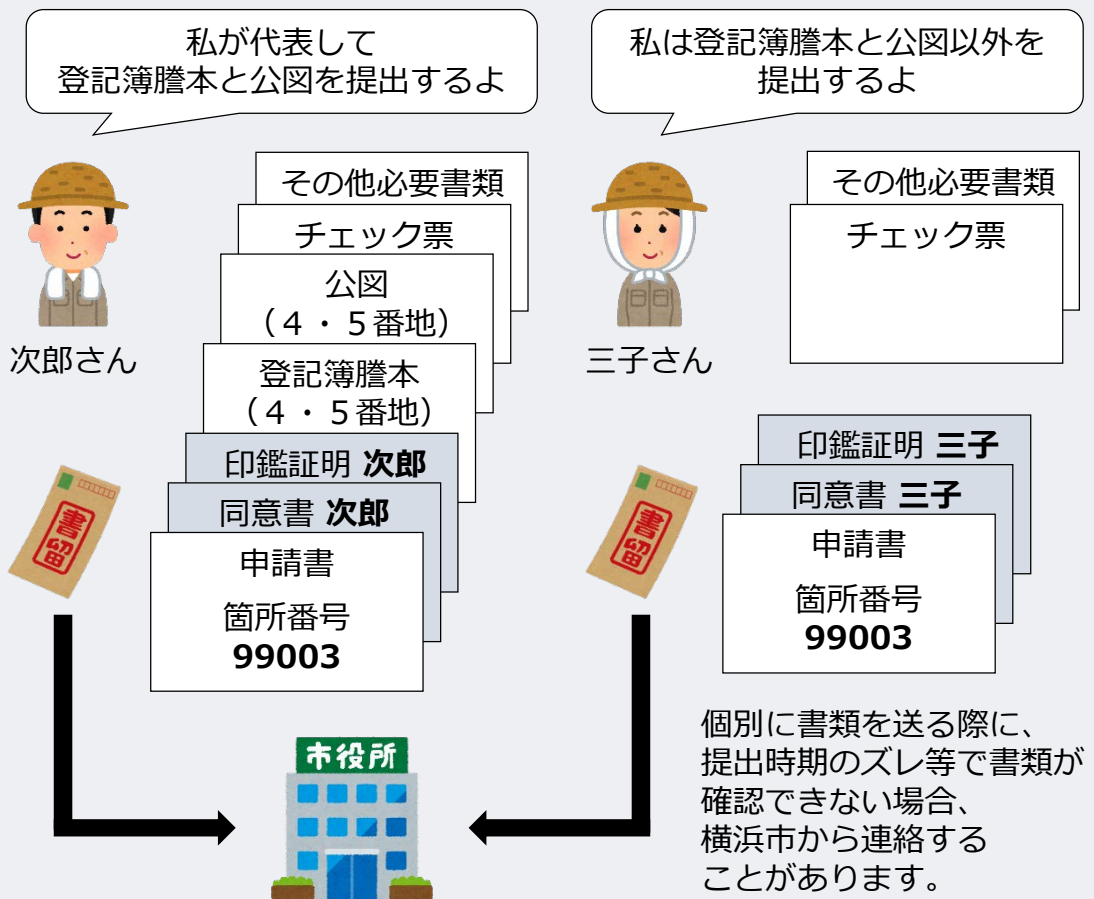
▼ 前提



次郎さんと三子さんは話し合いの結果、
特定生産緑地の指定申請をすることにしました。
提出の仕方には、次の2通りがあります。

(1) それぞれで書類を提出する場合

土地全部事項証明書（登記簿謄本）と公図は1箇所につき1枚ご提出いただくため、話し合いでどちらか1名からのご提出でも問題ありません。



共有名義の土地の登記簿謄本・公図は
代表者が取りまとめた場合には1枚だけ送れば大丈夫だね！

(2) 共有者でまとめて書類を提出する場合

同居のご家族や近隣にお住まいのご親族同士等で共有している場合、申請者（代表者）1名が取りまとめて1通でお送りいただくことを推奨します。

私が代表者になって
申請書を提出しよう

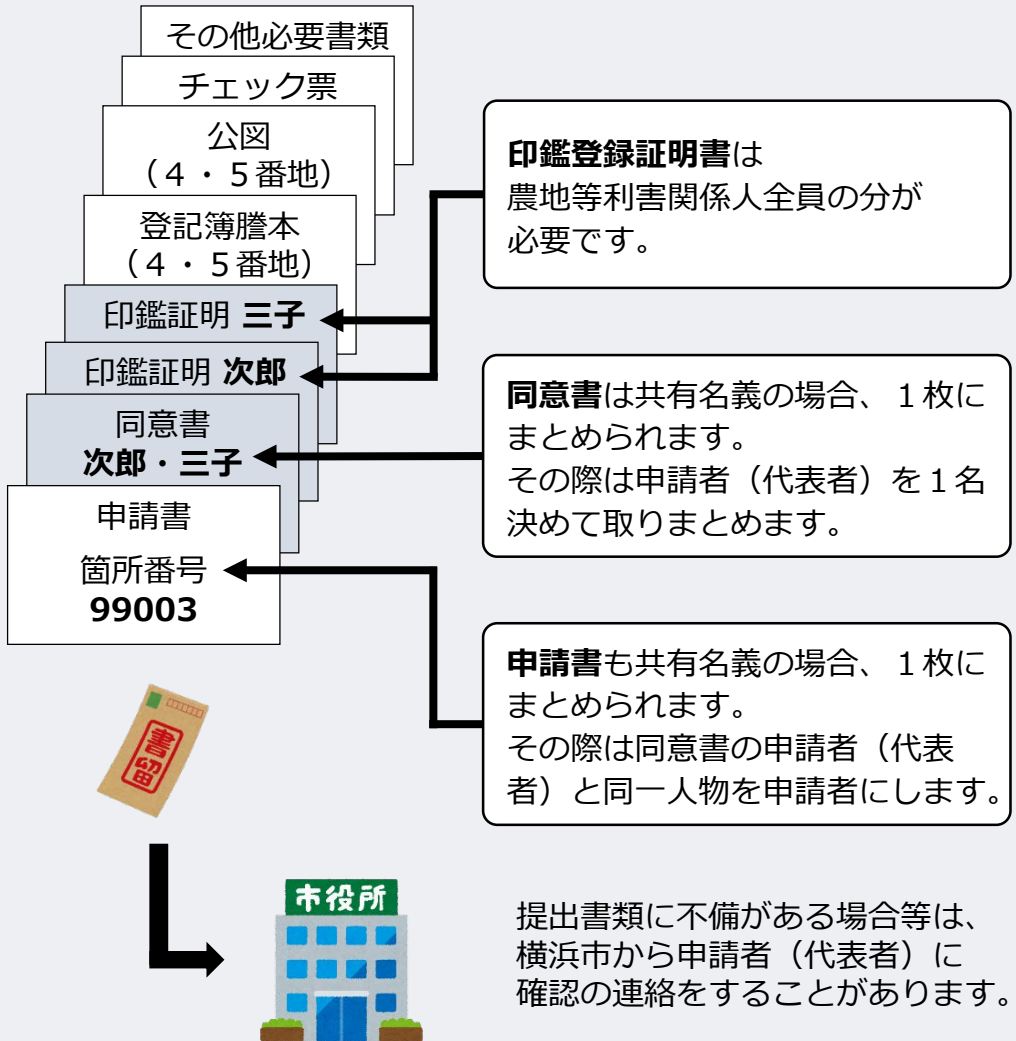


次郎さん



三子さん

私は印鑑証明を
次郎さんに渡して、
次郎さんの同意書に
記名押印すれば
いいんだね



一緒に住んでる家族や近くに住む親戚とは
まとめて書類を出してしまった方が楽だね！